

昭和34年12月1日 (昭和27年7月10日)
(第3種郵便物許可)

(每月1回) 第119号

1960年 世界農林業センサス

世界農林業センサス

12月1日から予備調査始まる

一九六〇年世界農林業センサ 稅の資料などにはなりませんか
スが来年二月一日現在で行なわ ら、ありのままにお答えください
れます。この調査は全国の農林 業の実態を正しく知り、農業生 産力の向上と農林業從事者の生 活向上のために行なわれ、農政 ○所有田面積(畦畔を含む)

の基礎資料となるものです。
本市においてもすでに調査員
が決定し、準備期間の十二月一
日から調査員が各農家をおたず
ねしますが、この調査資料は統
計以外に使うことができ、課
題はありません。

○所有畠面積（樹園地、焼畑
地、切替畠などを含む）
○所有山林面積
註 所有面積は自作地、小作
地を加えた現況で貸付地は含

この十二月十日はパリーの国
連総会で世界人権宣言が採択さ
れて満十一年を迎えます。　　國民、全ての國家が達成すべ
き道義的規範をあらわしたこの國
際的宣言は、人間一人一人がも
つて区別せられるべきものでな
す。現在、世界の全ての国は、
社会、平和な国を造ろうと努め
ています。

◇◇人権週間によせ
昭和二十一年十一月三日に

◇◇人權週間によせて◇◇

基本的人権は守られているか

れたもので、前文には「この世

男は自由と正義と平和を確立す 布されたわが国の新憲法もこ

るためには、人類すべての構成員が生れながらにして尊厳なる宣言にある精神と同じもので、平和国家建設の為に必要な基盤

のであり、かつ誰しもがひとし的個人権を規定してあります。しかし他人に譲りわたすことができない権利をもっている」と述べる平等権、自由権もこれのたとえであります。そしてさらに入門書であり、その権利は私たち

私たちに与えられたものは自己



情ふかい職安所長 履用促進期間（十二月）
「女中を置けるほど余裕はないのだが……」

一四〇

收徵張出

今月は徴収日が変っています
から注意して下さい。

12月24日

石津水天宮前
和田漁協
惣右エ門公会堂前
大島作業所

12月25日

9時～12時
13.00～13.30
14.00～14.30
15.00～15.40

石津水天宮前	9時～12時
和田漁協	12.30～14.30
惣右エ門公会堂前	14.40～15.10
太島作業所	15.20～15.40

目堂の前
小浜